

横浜市久保山斎場の
管理運営に関する年度協定書
(案)

令和〇年〇月〇日

目 次

第1条	(年度協定の目的)	1
第2条	(令和○年度の業務内容)	1
第3条	(令和○年度の指定管理料)	1
第4条	(疑義等の決定)	1

横浜市久保山斎場の管理運営に関する年度協定書

横浜市（以下「市」という。）と株式会社〇〇（以下「指定管理者」という。）とは、令和〇年〇月〇日に、横浜市久保山斎場（以下「本施設」という。）の管理に関して締結した「横浜市久保山斎場の管理運営に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

（令和〇年度の業務内容）

第2条 市及び指定管理者は、令和〇年4月1日から令和〇年3月31日までの業務内容が、基本協定に定めるとおりであることを確認する。

（令和〇年度の指定管理料）

第3条 市は、本業務の実施の対価として、下記のように指定管理料（消費税及び地方消費税を含む。）を、指定管理者に支払うものとする。

令和〇年度		指定管理料：	円
		支払金額	指定管理料支払残額
令和〇年	4月分	円	円
令和〇年	5月分	円	円
令和〇年	6月分	円	円
令和〇年	7月分	円	円
令和〇年	8月分	円	円
令和〇年	9月分	円	円
令和〇年	10月分	円	円
令和〇年	11月分	円	円
令和〇年	12月分	円	円
令和〇年	1月分	円	円
令和〇年	2月分	円	円
令和〇年	3月分	円	円

（疑義等の決定）

第4条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。
基本協定に定めのない事項については、市と指定管理者が協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、市と指定管理者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

市 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市

印

指定管理者 所在地
商号又は名称
代表者

印